

意見書・再意見書

2023年2月6日

吹田市長様

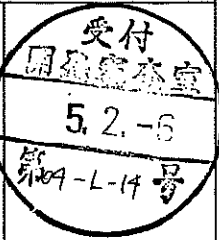
住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

電話番号 [REDACTED]

(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次の
とおり(説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書)を提出します。

開 発 事 業 の 名 称	創価学会吹田平和会館新築工事		
事 業 区 域 の 位 置	吹田市 穂波町5番4 他6筆		
予 定 建 築 物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input checked="" type="checkbox"/> その他(礼拝所)		
意 見 の 内 容	<p>令和5年1月15日に関係住民等に行われた、吹田市開発事業の手續き等に関する条例第16条に基づく本「説明会」(以下「説明会」と略す。)は、その趣旨である「大規模開発事業の内容についての真摯な説明」という条例の趣旨とは違った印象を受けた。</p> <p>私達地域住民、地域全体が望んでいる①平穏な住居環境の維持②安全な道路・交通環境の確保③近隣小中学校通学路における児童・学生 of 生命・身体の安全確保④法定基準以下の騒音等に関する対策についての説明は、こちらが納得できるような説明ではなかった。特に説明が不足していたのは、同条例第47条第4項に拠る「駐車場設備の整備等」に関する対応である。そこには、「カーブミラー等の交通安全施設を整備(勿論、状況にもよるが)」と記載あるも、そういった説明はおろか、施工工事業者を含めて、反社勢力の排除等を自ら意思表示することもなく、関係住民等の気持ちに寄り添っているとは言い難い。穂波町自治会からの事故防止のための提案に対し、最低限応えて頂くよう強く希望する。</p>		
※受付年月日	R4年 2月 5日	※受付番号	第09-L-14号
※備 考			※受付印 

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

見解書 再見解書

令和 5年 2月 15 日

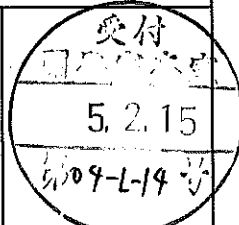
吹田市長宛

事業者 住 所 東京都新宿区信濃町3番地
氏 名 創価学会 代表役員 長谷川重夫
電話番号 03 (3353) 7111

代理人 住 所 東京都新宿区愛住町8番地8
氏 名 株式会社 創造社 鈴木 一三
電話番号 03 (3353) 2211

(法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 **第2項**
第4項 の規定により、次のとお
り **見解書** を提出します。
再見解書

開 発 事 業 の 名 称	創価学会吹田平和会館新築工事		
事 業 区 域 の 位 置	吹田市 穂波町5番4、5番5、5番6、5番9、5番10、5番13、5番14		
予 定 建 築 物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (礼拝所)		
意見 に 対 す る 見 解	ご意見ありがとうございます。 別紙のとおり見解を述べさせていただきます。		
※受付年月日	R4年12月5日	※受付番号	第09-L-14号
※受付印			
※備考	伺 受取してよろしいですか。		文書取扱 責任者

- 課長
- ※印のある欄は、記入しないでください。
 - のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 - 意見に対する見解欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 - この見解書・再見解書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

-見解書別紙-

①「平穏な住居環境の維持」に対する見解

地域の一員として、常識的な節度を保ち、皆様のお声に耳を傾けながら安心・安全な会館運営を心掛けて参ります。

運用後に平穏な住居環境の維持について何かお気づきの際は、常駐の職員にお声がけ下さい。

②「安全な道路・交通環境の確保」に対する見解

以前あった店舗に比べ駐車台数は少なく、店舗の様に頻繁な出入りはありません。

また、交通ルールの会内徹底を行い、適宜誘導役員を配置するなど、安全の確保に努めます。運用後に安全な道路・交通環境の確保について何かお気づきの際は、常駐の職員にお声がけ下さい。

③「近隣小中学校通学路における児童・学生の生命・身体の安全確保」に対する見解

通学時間帯においては、車両の出入りは原則ありません。(午前9時30分開館 ※常駐職員は除く)

下校時間にあたる平日の夕方の会館使用は比較的少ないと思われませんが、状況に応じて役員による誘導を行います。

また、今後該当の小中学校へ上記について、ご説明に伺う予定です。

④「法定基準以下の騒音等に関する対策についての説明」に対する見解

建物については鉄筋コンクリート造とし、窓も二重サッシュを採用するなど、会合等の行事の音が外に漏れない設計となっています。

会館を使用する際は、外部で大声での会話など行わないように周知徹底します。

⑤「同条例第47条第4項に拠る『駐車場設備の整備等』に関する対応」に対する見解

事業者・施工関係者も含め、条例に基づき関係窓口と丁寧に対応を協議します。

状況によっては、警察にも相談の上、カーブミラー等の交通安全施設の整備も検討します。

⑥「施工工事業者を含めて、反社勢力の排除等を自ら意思表示することもなく、関係住民等の気持ちに寄り添っているとは言い難い」に対する見解

大阪府暴力団排除条例に基づき、社会的責任のある法人・企業として、コンプライアンスを遵守し、住民の皆様にご安心頂けるように努めます。

⑦「穂波町自治会からの事故防止のための提案に対し、最低限応えて頂くよう強く希望する」に対する見解

これまで行われた穂波町自治会長始め自治会役員の皆様との打ち合わせを踏まえ、事故防止の運営を心掛けて参ります。